

甲斐市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月

甲斐市

1 趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民生活を下支えするとともに、市内店舗での消費を促すことで地域経済の活性化及びデジタル化の促進を図るため、市内の店舗等で使用できるプレミアム付デジタル商品券を発行、販売等する事業（以下「本事業」という。）について、その業務を行う事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定める。

2 事業名称

「甲斐市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託」

3 事業目的

別添 甲斐市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）

4 事業概要

（1）事業内容及び履行期間

別添 仕様書のとおり

（2）委託上限額

プレミアム分	150,000,000円
業務委託分	33,220,000円（消費税及び地方消費税を含む）
合計	183,220,000円

5 事業者の選定及び契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（プロポーザル方式を採用する理由）

本事業は、消費の下支えを通じた地域経済の活性化及びデジタル化の促進を図る観点から、業者選定にあたっては価格のみによらず、提案内容や事業ノウハウ、事業実施体制について、市にとって最も適切な事業者を総合的に評価する必要があることから、優先交渉権者を選定するプロポーザル方式を採用する。

また、より多くの事業者の参加を促進することで、市が求める要件に適した信頼できる事業者を選定することが可能となることから、指名型プロポーザル方式ではなく、公募型プロポーザル方式を採用する。

6 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、単独の法人とし、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- イ 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等を現に受けていない者。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者でないこと。
- カ 参加表明書の受付日からさかのぼり、6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- キ 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を受けた者でないこと。
- ク 対面またはオンラインによる打ち合わせに常時参加できる体制を整えていること。
- ケ 参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- コ 事業の実施については、必要な法的資格等を保有していること。

7 スケジュール

(1) 日程

項 目		期 限
1	実施要領等の公表	令和 7 年 2 月 2 0 日（木）
2	実施要領等に関する質問受付	令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 5 時まで
3	質問回答	令和 7 年 3 月 5 日（水）までに随時回答 回答は市ホームページに掲載
4	参加表明書等提出期限	令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 5 時まで
5	参加資格審査結果の通知	令和 7 年 3 月 1 0 日（月）
6	企画提案書等提出期限	令和 7 年 3 月 1 3 日（木）正午まで
7	プレゼンテーション審査	令和 7 年 3 月中旬

8	プレゼンテーション審査結果通知及び公表	令和7年3月下旬
9	本契約締結	令和7年4月上旬の予定

(2) 実施要領に関する質問受付及び回答

ア 質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX 及び口頭並びに持参等は不可とする。質問書〔様式1〕を使用し、件名を「甲斐市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託に関する質問」として、令和7年3月3日（月）午後5時までに以下へ送信するものとする。

他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

●送信先 甲斐市 産業振興部 商工観光課 商工労働係

E-mail : shoukou@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

電話番号 055-278-1708(商工観光課 直通)

イ 回答：令和7年3月5日(水)までに随時市ホームページに掲載。

個別には回答しない。

(3) 参加表明書等の提出

ア 受付期間：令和7年3月7日(金)午後5時まで(必着)(土、日、祝日は除く)。

イ 提出方法及び提出先

次の住所への持参または郵送とする。なお、郵送の場合は令和7年3月7日(金)の消印まで有効とし、併せて、電子メールにおいて、郵送した旨を送信すること。

●住所 〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

甲斐市 産業振興部 商工観光課 商工労働係

E-mail : shoukou@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

電話番号 055-278-1708(商工観光課 直通)

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4ファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本9部)提出すること

○参加表明書及び宣誓書〔様式2〕

○事業者の関連業務実績一覧〔様式3-1〕

○協力会社届出書(該当する場合)〔様式3-2〕

○参加者概要資料(会社案内、パンフレット等)〔任意様式〕

○国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し)〔任意様式〕

- ・参加表明書及び宣誓書等の書類提出日以前1か月以内に発行されたもの
- ※参加資格要件の審査結果通知については、令和7年3月10日(月)に電子メールで通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 受付期間：令和7年3月13日(木)正午まで(必着)(土、日、祝日は除く)。

イ 提出方法及び提出先

次の住所への持参または郵送とする。なお、郵送の場合は令和7年3月13日(木)の消印まで有効とし、併せて、電子メールにおいて、郵送した旨を送信すること。

- 住所 〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地
甲斐市 産業振興部 商工観光課 商工労働係
E-mail : shoukou@city.kai.yamanashi.jp
※送信後、必ず電話により受信確認すること。
電話番号 055-278-1708(商工観光課 直通)

ウ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4ファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本9部)及びすべての電子データを保存したCD-R又はDVD-Rを提出すること。

○企画提案書提出届出書〔様式4〕

○企画提案書〔任意様式〕

- ・A4判表紙を除き20ページ以内とする。ただしA3判1ページはA4判2ページとする。なお、提案に支障のない範囲で両面印刷すること。

○参考見積書〔任意様式〕

- ・金額は業務委託分に係る経費のみで計算し、プレミアム分は合算しないこと。
- ・積算の内訳は可能な限り細分化すること。

エ 提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。提出日付は統一すること。また、企画提案書の内容については、評価基準(別表)に記載する事項をすべて含めるものとする。

オ 途中の参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「業務委託公募型プロポーザル参加辞退」とし、辞退届〔様式5〕を以下へ送信すること。

- 送信先 甲斐市 産業振興部 商工観光課 商工労働係
E-mail : shoukou@city.kai.yamanashi.jp
※送信後、必ず電話により受信確認すること。

8 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査方法

提案の審査にあたっては、「甲斐市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、提出された企画提案書等に記載された提案内容について評価基準（別表）に基づいて審査を行う。

経費の見積りの評価点は、評価基準（別表）に定める計算式により算出する。ただし、算出した点数が5点以上の場合には一律5点とする。

審査委員が企画提案書等について評価した点を合計したものを審査点（100点満点）とし、各審査員における審査点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第1位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第1位の者を最優秀提案者、第2位の者を優秀提案者として選定する。

ただし、順位決定を行う際、同順位が複数ある場合は、同順位の者のうち参加者順位第2位を最も多く得た参加者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の審査点の合計が最も高い参加者を上位として扱う。

参加者が1者のみだった場合については、本事業が、物価高騰の影響を踏まえ可及的速やかな事業実施を求められることから、再公募は行わず、各審査委員の評価点数の合計が満点の7割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を最優秀提案者とする。

(2) プレゼンテーション

ア 日時・場所

(ア) 実施日：令和7年3月中旬

(イ) 場 所：甲斐市役所（山梨県甲斐市篠原 2610 番地）

イ 実施方法

(ア) 所要時間は説明 15 分以内、質疑応答 10 分程度とする。

(イ) プレゼンテーションは非公開とする。

(ウ) 録音録画禁止。

(エ) 提出された企画提案書等以外の使用は認めない。ただし、企画提案書等をプロジェクタに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。

(オ) プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクタ、HDMI ケーブル及びスクリーンは本市が用意する。その他必要なパソコン等の端末機器は、参加者が用意すること。

(カ) プレゼンテーションの出席人数は最大4名まで。

(キ) 各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込の提出順とする。

(ク) プレゼンテーションの開始時間は別途メールにて通知する。

(ケ) 参加者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。

(3) プレゼンテーション審査結果の通知及び公表

- ア 審査の結果は、提案者全てに文書で通知し、その概要を市ホームページで公表する。公表内容は、原則として最優秀提案者の名称及び点数、また参加者数とする。なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による審査結果及び評価内容、点数等に関する問い合わせには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 失格

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 本実施要領に違反すると認められる場合
 - オ 参加者の要件を満たさなくなった場合

9 優先交渉権者との協議と契約の締結

(1) 優先交渉権者

最優秀提案者を優先交渉権者とし、市との協議により、企画提案内容を踏まえ、事業の詳細な内容を調整し、決定する。

(2) 契約締結

- ア 選定された優先交渉権者による詳細協議を行い、市は、本事業に係る契約の見積書の徴取相手として契約交渉を行う。契約締結のための見積の金額は、提案時の金額から変更することも可能とする。ただし、変更となる根拠等を市へ提示することとし、公募時に市が示す委託上限額を超えることはできない。また、市は、提案内容を尊重しながら仕様書の詳細について協議し、一部内容の変更を求めることができるものとする。
- イ 優先交渉権者と契約を行う。協議成立後、市と優先交渉権者との間で随意契約を締結する。なお、優先交渉権者が契約を辞退した場合もしくは契約締結前に応募資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、優秀提案者を新たに優先交渉権者とする。

10 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係るすべての書類の作成、及び提出に係るすべての費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない

ものとする。なお、最優秀提案者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。また、本市は応募者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 市からの提出資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は企画提案書を無効とする。

(8) 関係法令等の遵守

受注者は、本事業の実施にあたり関係する法令等を遵守しなければならない。

(9) 応募書類の開示

提出された応募書類について、公文書公開請求があった場合は、甲斐市情報公開条例（平成16年甲斐市条例第10号）に基づき取り扱うこととする。